

## 居宅介護支援契約書

様（以下、「利用者」といいます）と社会福祉法人 近江ちいろば会（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

### ○ 第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅サービス計画を作成するとともに、指定居宅サービス等の提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を図ります。

### ○ 第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

### ○ 第3条（介護支援専門員）

- 1 事業者は、その事業所に属する介護支援専門員を利用者の担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は利用者にもその氏名を文書で通知します。
- 2 介護支援専門員は、常に身分証を携帯し、初回訪問時または利用者や利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

### ○ 第4条（居宅サービス計画の作成）

- 1 事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画を作成します。
  - ① 利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
  - ② 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者にもサービスの選択を求めます。
  - ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
  - ④ 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
  - ⑤ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な業務を行います。
- 2 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

### ○ 第5条（サービス実施状況および課題の把握）

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者およびその家族と毎月訪問を行い、居宅サービス計画の実施状況の把握を行い、モニタリングを実施し、記録します。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

- ③ 利用者の状態等について常に解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行うと共に、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

○第6条（施設入所への支援）

事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

○第7条（給付管理）

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成します。

○第8条（要介護認定等の申請に係る援助）

- 1 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、前項の申請を利用者に代わって行います。
- 3 事業者は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には地域包括支援センターに当該利用者にかかる必要な情報を提供する等の連携を図ります。

○第9条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、居宅サービス計画、サービス担当者会議等の記録その他の指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、この契約終了後2年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所において、当該利用者に関する第1項の記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項の記録の複写物の交付を受けることができます。
- 4 第11条第1項または第2項の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

○第10条（料金等）

事業者が提供する居宅介護支援に関する料金及びその他の費用は重要事項説明書のとおりです。

○第11条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して、文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- 3 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
  - ② 利用者が要介護でなくなった場合
  - ③ 利用者が死亡した場合

○第12条（秘密保持）

- 1 事業者、介護支援専門員は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

○第13条（賠償責任）

事業者は、サービスの実施にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

○第14条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

○第15条（善管注意義務）

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

○第16条（信義誠実の原則）

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

○第17条（裁判管轄）

利用者および事業者は、本契約に関して訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約書を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名の上、1通ずつ保有するもの  
とします

契約締結日           年           月           日

契約者氏名

事業者 所在地    湖南省菩提寺327番地4  
氏名            社会福祉法人 近江ちいろば会  
                  理事長 森口 茂

事業所 所在地    滋賀県甲賀市水口町中邸 1番20号  
氏名            ケアプランセンターみなくちみんなの家  
                  (指定番号 2571401286    甲賀市)

利用者

住 所

氏 名

利用者代理人

住 所

氏 名

【契約書別紙】

- 担当介護支援専門員

氏名

連絡先 0748—76—3090

- 料金等

1. 利用料

- ・ 居宅介護支援利用料は介護サービス提供開始後1ヶ月あたり厚生労働大臣の定める基準額です。利用料を支払う必要はありません。(全額介護保険により負担されます)
- ・ なお、保険料の滞納があった場合には一旦1ヶ月あたり厚生労働大臣の定める基準額を頂き、指定居宅介護支援提供証明書を発行いたします。
- ・ 指定居宅介護支援提供証明書を後日提出しますと、全額の払戻しを受けることができます。

2. 交通費 (通常の事業の実施地域以外)

介護支援専門員の訪問交通費は事業実施地域を越えた地点から100円/kmです。

事業者 所在地 湖南省菩提寺327番地4  
氏名 社会福祉法人 近江ちいろば会  
理事長 森口 茂

事業所

所在地 甲賀市水口町中邸1番20号  
ケアプランセンターみなくちみんなの家  
(指定番号 2571401286 甲賀市)

上記内容の説明を受け、了承しました。

年 月 日

<利用者氏名> \_\_\_\_\_

( <代理人氏名> \_\_\_\_\_ )

## 契約終了申出書

ケアプランセンターみなくちみんなの家 御中

私が貴社と契約した居宅介護支援について、契約を終了したいので第2条第2項または、第11条第1項により申し出ます。

契約者氏名	
契約者住所	〒 電話番号（           —           —           ）
代理人氏名	
代理人住所	〒 電話番号（           —           —           ）
被保険者番号	
認定有効期間	
契約解約日	年           月           日

※契約を終了しようとする場合は、申出書を要介護認定の有効期間満了日までに必ず届け出て下さい。

※この申出書の届け出がない場合は、契約は自動更新されます。

---

※この欄は記入していただくなくても結構です。

届出書受付日           年   月   日（事業者確認印）
------------------------------------

# 個人情報に関する基本方針

社会福祉法人 近江ちいろば会（以下 法人という）は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。

法人が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

## 記

### 1. 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

- ①個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。
- ②個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。
- ③法人が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託に当たり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ個人情報に係る契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

### 2. 個人情報の安全性確保の措置

- ①法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行います。
- ②個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失、またはき損の予防及び是正のため、法人内において規則類を整備し、安全対策に努めます。

### 3. 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等への対応

法人は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、個人情報相談窓口（電話 0748-76-3090 ）までお問い合わせください。

### 4. 苦情の対応

法人は、個人情報取扱に関する苦情に対し、適切かつ迅速な対応に努めます。

施行 2009年4月1日

改訂 2015年12月15日

社会福祉法人 近江ちいろば会  
理事長 森口 茂

## 個人情報の利用目的

社会福祉法人 近江ちいろば会では、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者の個人情報の「利用目的」を公表します。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. 施設内部での利用目的
  - ① 施設が利用者等に提供する介護サービス
  - ② 介護保険事務
  - ③ 介護サービスの利用にかかる施設の管理運営業務のうち次のもの
    - ・ 入退所等の管理
    - ・ 会計、経理
    - ・ 介護事故、緊急時等の報告
    - ・ 当該利用者の介護・医療サービスの向上
2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的
  - ① 施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
    - ・ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
    - ・ その他の業務委託
    - ・ 利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
    - ・ 家族等への心身の状況説明
  - ② 介護保険事務のうち
    - ・ 保険事務の委託（一部委託含む）
    - ・ 審査支払い機関へのレセプトの提出、審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
  - ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 【上記以外の利用目的】

1. 施設内部での利用に係る利用目的
  - ① 施設の管理運営業務のうち次のもの
    - ・ 介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
    - ・ 施設等において行われる学生等の実習への協力
    - ・ 施設において行われる事例検討会、調査
2. 他の事業等への情報提供に係る利用目的
  - ① あらかじめご本人に必要事項を明示または通知し、同意を得ている場合（写真の利用許諾等）
  - ② 施設の管理運営業務のうち
    - ・ 外部監査機関（行政監査等）、第三者評価機関等における情報開示
  - ③ 法令により開示が要求される場合および法令に基づき提供する場合（例；警察等からの要請等）
  - ④ 人（法人を含む）の生命、身体、財産等の利益を保護するために必要であって、ご本人の同意を得ることが困難な場合（大規模災害等）
  - ⑤ 合併その他の法律上の事由による承継に伴って個人情報を提供する場合であって、承継前の利用目的の範囲内で、当該個人情報を取り扱う場合
  - ⑥ 公衆衛生（感染症等）の向上のために特に必要である場合で、ご本人の同意を得ることが困難な場合

本法人は、上記の利用目的以外に個人情報は利用しません。

施行 2009年4月1日  
改訂 2015年12月15日  
社会福祉法人 近江ちいろば会  
理事長 森口 茂

## 【個人情報利用同意書】

ケアプランセンターみなくちみんなの家 御中

○ 第12条第2項および第3項に基づく個人情報の利用に関して同意します。

年 月 日

利用者氏名 \_\_\_\_\_

(必要な家族等の同意欄)

氏 名

○第12条(参考 契約書抜粋)

- 1 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。